

答申第23号

鎌公審査第 7 号

平成11年7月19日

鎌倉市長様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて(答申)

平成9年12月19日付で諮詢（諮詢第23号）された「平成5年11月から平成9年8月までの鎌倉市役所市庁舎に係る総合管理業務委託契約書及び同書の各文書」に係る一部公開決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成5年11月から平成9年8月までの鎌倉市役所市庁舎に係る総合管理業務委託契約書及び同書の各文書（以下「本件文書」という。）については、公開することが妥当である。

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

鎌倉市長が、平成9年9月26日付けで異議申立人に対してした、公文書一部公開決定処分の取消しを求めるというものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 平成9年度同書中の執行予定金額のうち超過勤務の単価及び総額、電話交換方式変換による節減金額、平成8年度同書中の契約予定金額の月額、各年度同書に添付された見積書の項目別月額及び小計並びに各業務別の単価及び小計が非公開となっている。しかしながら、これらは市民にとって公共建造物の管理の質的妥当性や管理に関する公費の使途の妥当性を判定する手掛かりとして有益な情報であるのに対して、これを公開することにより、当該管理業者にとって営業上明らかな不利益となるものではない。

イ 市民が市政の質、公費の使途の妥当性等を判断する上で必要な情報は公開されるべきことが原則であり、例外がみだりに拡大されるべきではないことは明らかである。本件情報について非公開とするのであれば、その例外の根拠とされる業者の「不利益」とはいかなる内容のものであるのか、それが公開原則に対して例外となし得るいかなる重要性を有しているのか、具体的に明らかにすべきである。

## 3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を総合すると、本件文書を一部公開とした理由は、次のとおりである。

鎌倉市役所市庁舎に係る各年度の総合管理業務委託の同書には委託契約書及び見積書が添付されている。これらには、総合管理業務の各業務（設備機械保守運転業務・保安警備業務・総合清掃業務・電話交換業務・給茶業務）における詳細な業務費の積算内容が記載されている。

異議申立人は、この業務費別の単価及び小計の公開を求めているが、これらは法人の営業活動についての重要な情報であり、これを公開することは、当該法人の営業活動を展開する上で不利益を与える場合があると認められる。

したがって、当該文書中の月額・項目別月額及び小計・各業務費別の単価及び小計・超過勤務の単価及び総額についての情報は、鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第2号に該当し、非公開としたものである。

なお、同条第1項第2号ただし書きでは、公開することにより法人等の利益を明らかに害することとなつても、なお公開すべき理由が存在する情報につい

て規定しているが、当該文書は、同号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないと判断し、非公開とした。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 本件文書について

本件文書は、鎌倉市庁舎に係る総合管理業務委託契約の締結に際して作成された文書で、支出負担行為伺書に見積書、委託契約書及び仕様書等が添付されており、各業務の月額、年額、単価、人件費明細、積算根拠等の情報が記載されている。

##### (2) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア 条例第6条第1項第2号は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)についての情報又は事業を営む個人の当該事業についての情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは、法人等の事業活動上の利益は条例においても保護されるべきものであるという観点から、法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報は公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書の非公開部分のうち総合清掃業務の単価については、利益などが含まれた額で見積もられた販売単価であり、これを公開しても原価が明らかになる訳ではない。したがって、当該情報は営業活動に明らかに不利益を与える情報とは認められない。

ウ 設備機械保守運転業務、保安警備業務、電話交換業務及び給茶業務の人件費明細については、それらの業務に携わる者の給与の平均額を基に直接費(直接給)、間接費(法定福利費等)を積算しており、また、超過勤務の単価についても、時間外勤務を行った場合に一律に支払う平均額であることなどから、法人が実際に従業員個人に支給する額が分かる内容ではないので、営業上明らかに不利益となる情報とは考えられない。

エ 以上のことから、本件文書の非公開とされた情報については、これらを公開したとしても、法人の営業活動に支障を来すとは言えず、法人に対し明らかな不利益を与えるとは認められない。

したがって、条例第6条第1項第2号には該当しないものと判断する。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

**審査会の処理経過**

| 年月日       | 処理内容                                     |
|-----------|--|
| 9. 12. 19 | 諮詢（諮詢第23号）                               |
| 10. 1. 7  | 実施機関に対し「一部公開拒否理由説明書」の提出要請                |
| 1. 21     | 実施機関から「一部公開拒否理由説明書」を受理                   |
| 2. 2      | 異議申立人に「一部公開拒否理由説明書」写しの送付及び<br>「意見書」の提出要請 |
| 2. 16     | 異議申立人から「意見書」を受理                          |
| 2. 18     | 実施機関に「意見書」写しを送付                          |
| 11. 1. 27 | 審議（第63回審査会）<br>実施機関（管財課）から一部公開拒否理由の説明を聴取 |
| 2. 10     | 審議（第64回審査会）<br>異議申立人から口頭陳述を受ける           |
| 3. 8      | 審議（第65回審査会）                              |
| 4. 14     | 審議（第66回審査会）                              |
| 5. 13     | 審議（第67回審査会）                              |
| 6. 16     | 審議（第68回審査会）                              |
| 7. 19     | 答申                                       |